

池田町第6次総合計画

第1回 池田町総合計画審議会 次第

と き : 平成30年1月29日(月) 13:30~

と ころ : 池田町役場 大会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 委員の任務について(2ページ)

4 委員の委嘱(4ページ)

自己紹介

5 会長及び副会長互選

会 長 _____

副会長 _____

6 諮 問(5ページ)

7 議 事

(1) 池田町第6次総合計画の策定方針について(6ページ)

(2) 町民アンケート調査結果の概要について(別冊資料)

(3) 第5次総合計画の主な成果と達成状況について(資料1)

(4) 策定に関する今後のスケジュールについて(10ページ)

(5) ワークショップ 池田町の未来を語ろう会 開催について(12ページ)

(6) その他

8 その他

振込口座届出書・マイナンバー提出について他

9 閉 会

池田町総合計画審議会条例

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき池田町総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(任務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、総合的かつ計画的な行政の運営を図るため次の各号に掲げる事項について調査及び審議する。

- (1) 地方自治法第2条第4項の規定による基本構想に関すること。
- (2) 基本構想に基づく基本計画に関すること。
- (3) 国土利用計画法(昭和49年法律第92号)に基づく町の国土利用計画に関すること。
- (4) その他町長が必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者の内から町長が委嘱する。

- (1) 民間諸団体等の代表者
- (2) 識見を有する者
- (3) 公募による町民
- (4) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問に係る調査及び審議が終了するまでの間とする。

2 欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1名置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、審議会を代表するとともに、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 会長は、専門的な事項について必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(部会)

第7条 審議会に部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員が互選する。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 審議会は、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、企画政策課において行う。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

第2条第1項第1号改正予定

【参考】総合計画策定に関する法律について

地方自治法第2条第4項に「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。」と定められ、総合計画の基本部分である「基本構想」の策定が地方自治体に義務付けられておりましたが、平成23年5月2日に地方自治法が改正されて第2条第4項が削除され、地方自治体の基本構想の策定義務がなくなりました。しかし、同日付けで総務大臣から、引き続き個々の自治体の判断で、地方議会の議決を経て基本構想の策定を行うことが可能である旨の通知が出されております。

池田町第6次総合計画 総合計画審議会委員名簿

条例で15名以内

	分野	団体名・職名等	氏名	備考
1	民間諸団体等の代表者	教育委員	小澤 裕子	
2	〃	子ども・子育て会議 会長	丸山 史子	
3	〃	自治会協議会 会長	原 俊生	
4	〃	農業委員会 会長	太田 芳寛	
5	〃	女性団体連絡協議会 会長	森泉 恵子	
6	〃	三校PTA連合会 会長	平林 淳志	
7	〃	定住アドバ`イ` - 副代表	村上 美保	
8	〃	(一社)県建築設計事務所協会 大北支部顧問	小林 正芳	
9	〃	社会福祉協議会 常務理事 事務局長	高山 明男	
10	〃	商工会 事務局長	山崎 猛	
11	〃	観光協会 チ-マネ-`ジャー	内山 美恵	
12	識見を有する者	北アルプス地域振興局 企画振興課長	柳沢 剛	
13	公募による町民	公募	牛越 邦夫	
14	〃	同上	赤田 弥壽文	
15	〃	同上	伊藤 将人	

任期：平成30年1月29日から平成31年3月31日まで

会長 副会長

写

29 企 町 第 331 号

平成 30 年 1 月 29 日

池田町総合計画審議会 会長 様

池田町長 麿 聖 章

池田町第6次総合計画について(諮問)

「池田町第6次総合計画」を策定したいので、池田町総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

記

- 1 諮問事項 池田町第6次総合計画素案について

池田町第6次総合計画の策定方針

1 計画策定の目的

池田町では、平成21年3月に基本構想に「人が輝き 歴史と自然が彩る てるてる坊主のふるさと」を掲げた「池田町第5次総合計画」を策定し、基本構想を具体化するために、5つの「基本目標」で構成される「基本計画」に基づき、その実現に向け、まちづくりに取り組んでいます。

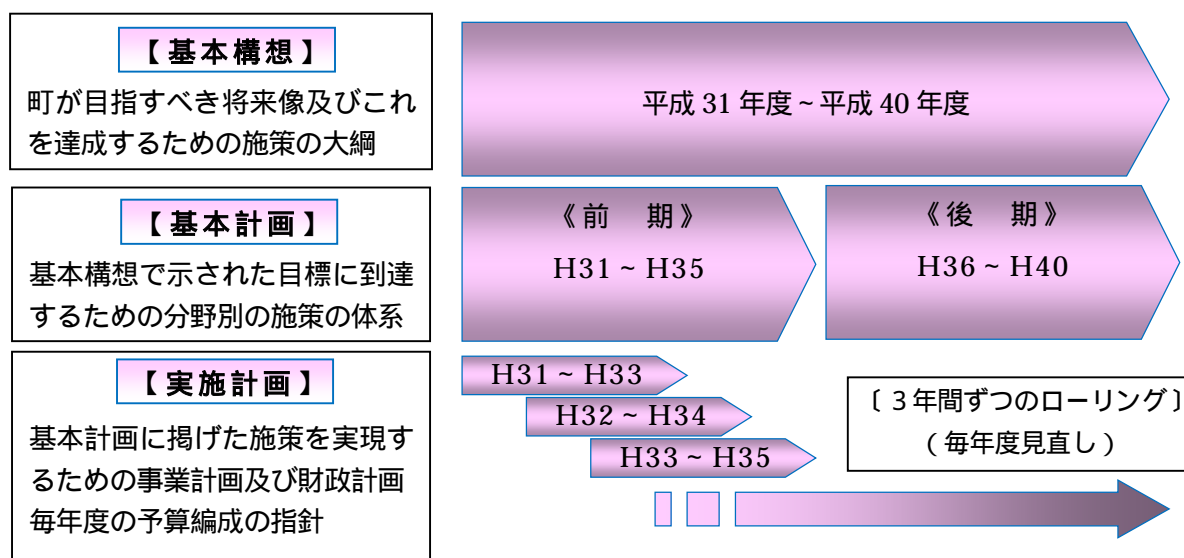
この計画期間が平成30年度をもって終了することから、引き続きまちづくりを総合的・計画的に進めるため、平成31年度から40年度までの10年間を計画期間とする「池田町第6次総合計画」を策定します。

2 策定方針

(1) 策定の背景

本格的な少子高齢化、予想以上に進む人口減少、地域医療・福祉・介護の需要増大、就業・生活形態の多様化、高度情報化の進展、地方分権時代から地方創生時代への突入等、時代の大きな転換期を迎えており、町民や町を取り巻く状況も大きく変化しています。この転換期に相応したまちづくりに取り組むことが求められております。

(2) 総合計画の構成



(3) 基本姿勢

住民参加・情報提供の推進

住民との協働のまちづくりを推進するため、住民・自治会・団体等の実情を把握するとともに、要望・意見をお聴きする機会を設け、計画に反映していきます。

- A 町民アンケートの実施（無作為抽出 1,500 名対象）平成 29 年 9 月実施
- B ワークショップ「池田町の未来を語ろう会」の開催 平成 30 年 2～3 月 3 回実施
- C 自治会協議会・まちづくり懇談会での意見聴取
- D パブリックコメントの募集

また、検討段階から可能な限り多くの情報の公表・提供を行い、透明性の向上に取り組みます。

目標の明確化

町民にわかりやすい計画とするとともに、その達成状況を検証しやすいものとするため、できる限り数値を用いた目標を設定します。

人口ビジョン・総合戦略等の着実な執行

人口ビジョンで提示されている目指すべき将来の方向を踏まえ、総合戦略各事業等が、町の発展のため確実に成果を上げていくよう図っていきます。

(4) 策定体制

総合計画審議会

総合計画審議会は「池田町総合計画審議会条例」に基づき 15 名以内で設置され、町長が諮問する基本構想案及び基本計画案について、審議・答申を行います。

総合計画企画会

理事者、各課長等による庁内組織で、総合計画の策定にあたり、計画書の素案作成を行います。

(5) 各種計画との整合性

あづみ野池田総合戦略 2015 年(H27)～2019 年(H31)

【池田町第 5 次総合計画の実現手段】

< 基本目標 >

- 「ふるさと産業」の育成・継承・創出
- 「住みよい町」としての魅力の醸成
- 次世代を地域全体で育む社会環境づくり
- 観光まちづくりの推進と広域連携の深化

池田町人口ビジョン 2015 年(H27)～2040 年(H52) 目標人口

1 推計人口と目標人口

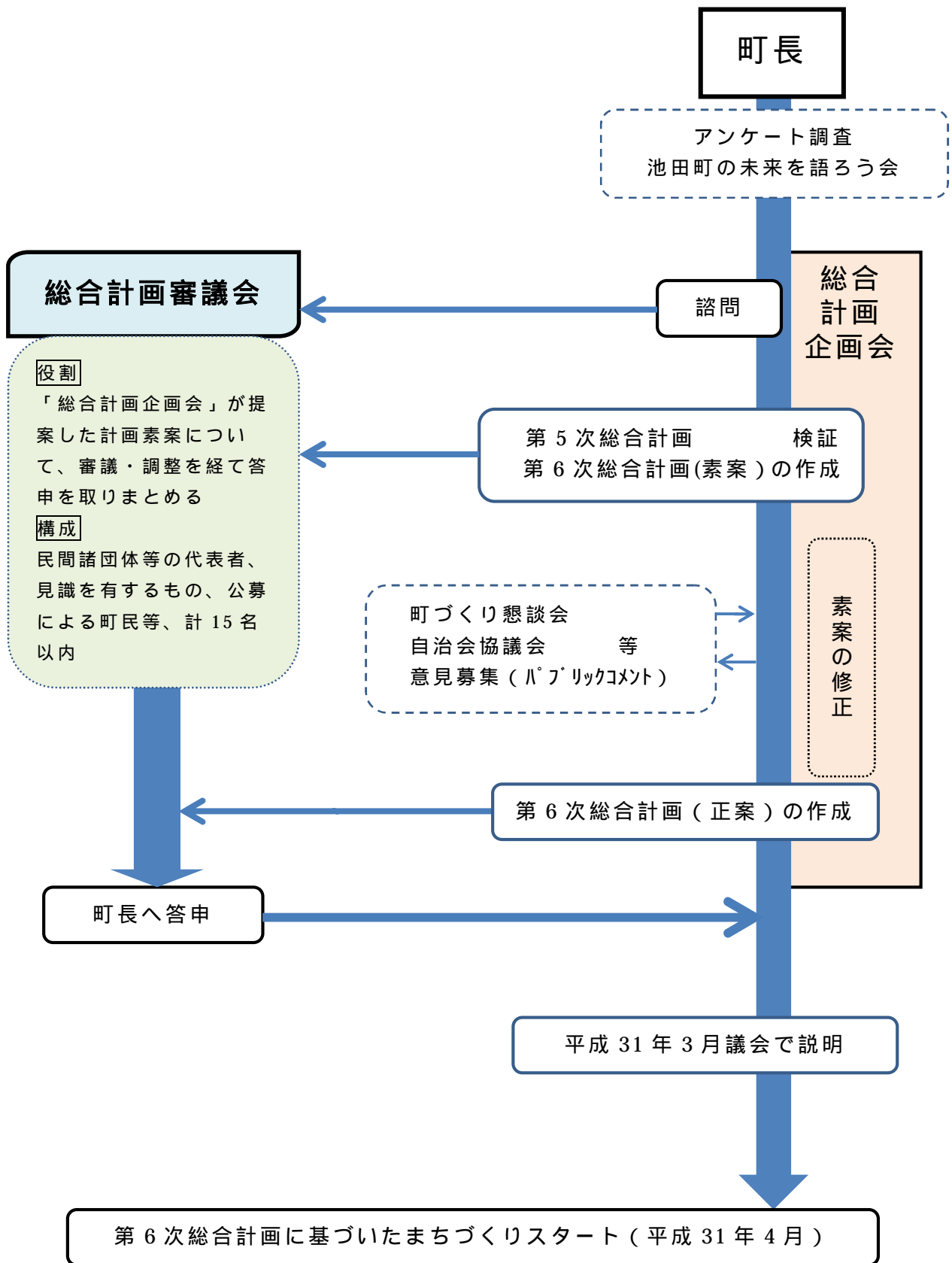
2,040 年(H52) 目標人口 9,108 人(推計人口 7,361 人)

2,028 年(H40) 目標人口 9,500 人(推計人口 8,639 人)

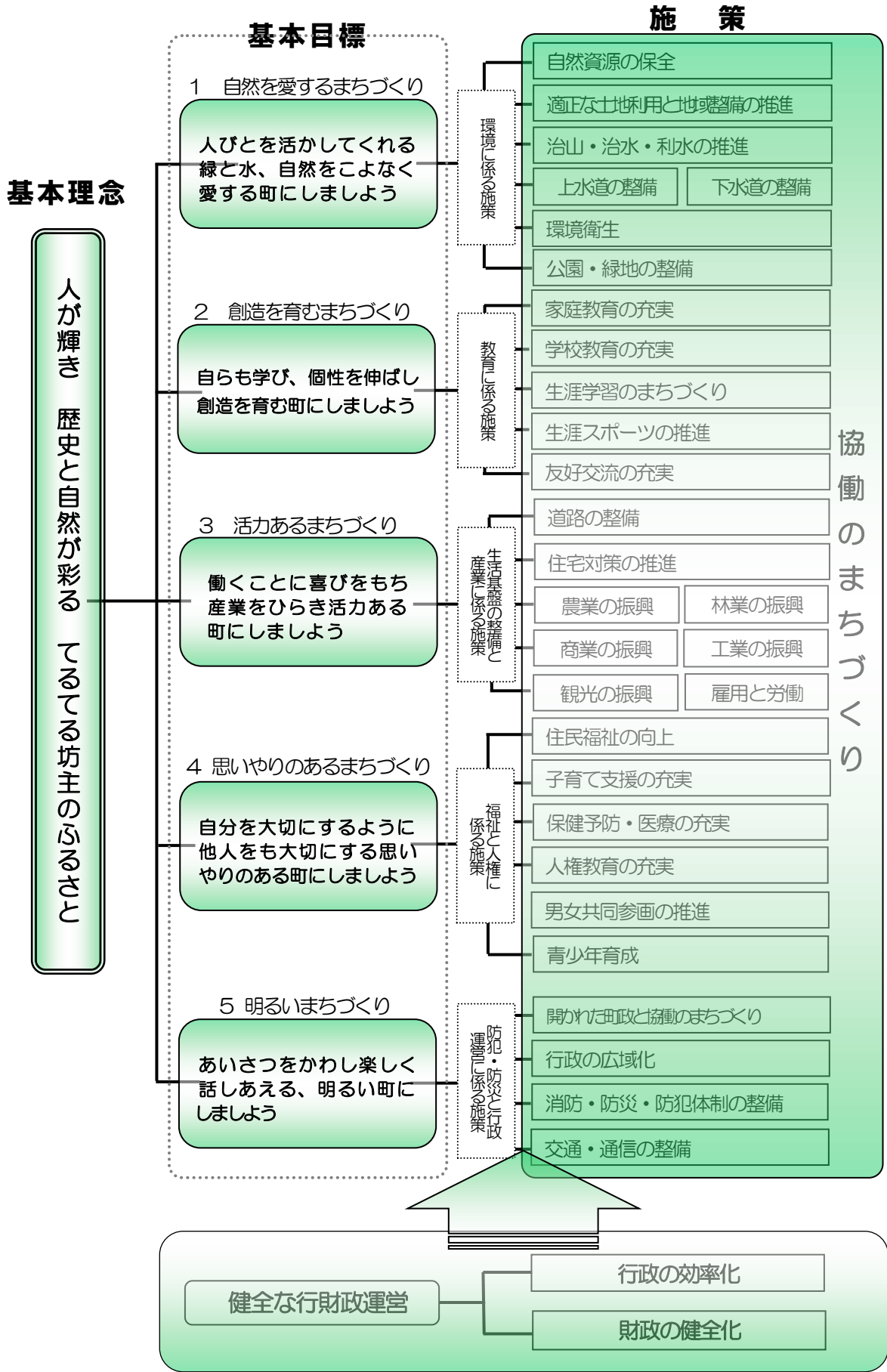
推計人口・・・国立社会保障・人口問題研究所算出

人口ビジョンは 5 年毎の数値しか算出していないので、2,028 年目標人口及び推計人口は推計

計画策定フロー図



参考 第5次総合計画 施策の大綱



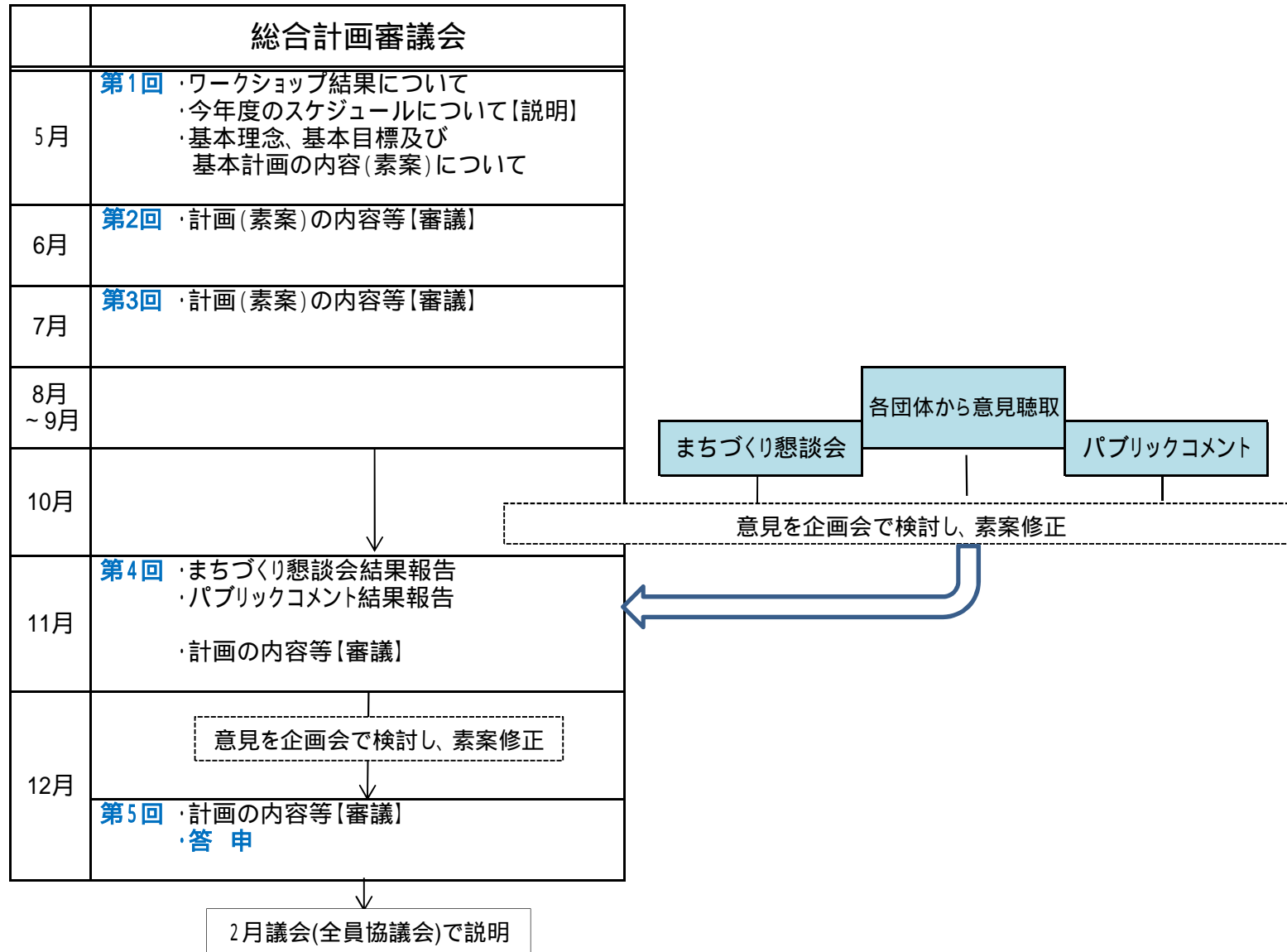
池田町第6次総合計画 H29策定スケジュール(案)

区分	平成29年									平成30年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
自治会協議会				第1回					第2回			
			総合計画の策定方針、アンケート実施について						アンケート結果・ワークショップ開催について			
町民の声		前半 まちづくり懇談会 方針説明						後半 まちづくり懇談会 方針説明		広報及びHPにアンケート結果掲載		ワークショップ開催 3回予定
						まちづくりアンケート調査回収・集計						
総合計画審議会									委員選考	第一回委員会 アンケート結果・ワークショップ内容について		
議会		全員協議会							全員協議会			
		策定体制、スケジュール、まちづくり懇談会での意見聴取、アンケート実施について							アンケート結果・ワークショップ開催について			
庁内検討	企画会		第1回						第2回			
			総合計画の策定方針、策定スケジュール、アンケート実施について						アンケート結果・第5次検証と第6次への課題整理について			
	事務局									第6期基本計画 素案作成		
	担当課						第5次検証・第6次への課題整理			ヒアリング		
							第5次達成状況検証、第6期の課題と対応策、目標設定、新たな課題整理					

池田町第6次総合計画 H30策定スケジュール(案)

区分	平成 30 年									平成 31 年				
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
自治会協議会	第3回 今年度のスケジュールについて			第4回 まちづくり懇談会について					第5回	第6回 策定状況報告、(素案に対する意見・提案等)				
町民の声						まちづくり懇談会 9~10月 基本計画(素案)の説明・意見聴取		素案に対する意見募集 (パブリックコメントの実施)				概要版の全戸配布 (4月下旬予定)		
総合計画審議会	[4~5回開催予定] 第5次の達成状況検証、基本計画(素案)への意見、答申の検討									関係機関へのヒアリング 答申				
議会			全員協議会 基本計画今年度のスケジュール、審議会について						全員協議会 基本計画素案について			全員協議会 基本計画 定例会上げ、議決		
庁内検討	企画会	第3回	第4回	基本計画検討									第5回	第6回
	事務局	第6次基本計画 素案作成			素案完成				素案修正作業			正案完成		
	担当課							素案修正作業						

「第6次総合計画」策定に係る 平成30年度総合計画審議会予定表



池田町の未来を語ろう会

参加者募集

「もっと住みよい町にしたい！」

「こうなったらいいなあ」

町の未来について、語り合しましょう。

現在池田町では、平成31年度から10年間のまちづくりの方針や施策などを定める池田町第6次総合計画の検討を進めています。

そこで今回、池田町にお住まいの方々の声をお聴きする場として「池田町の未来を語ろう会」を企画しました。皆さんが生活の中で感じていることや、「こんな町になればステキ！」といったご意見から、未来のまちづくりのヒントを探ります。

話し合いテーマ

- 第1回 総合計画について説明
町民アンケート等の結果
上下水道・公園整備など環境に関すること
- 第2回 教育、道路など生活基盤の整備と産業に関すること
- 第3回 福祉と人権、行政運営と防犯・防災に関すること



日時 平成30年2月9日(金) 2月23日(金) 3月7日(水)
午後7時から8時30分

(第2回以降の日程と話し合いテーマは変更になる可能性があります)

会場 公民館

対象 池田町をもっとよくしたい!と思う人ならどなたでも
参加について

毎回参加できる方はもちろん、1回だけの参加も可能です。

申し込み方法

各回の1週間前までに 電話、FAX、メールでお申込みください。

申し込みの際は

お住まいの地区、お名前、お電話番号(昼間連絡可能な番号)

をお知らせください。

当日、直接のご参加も歓迎しますが、参加人数を把握するためできるだけ、
事前にお申し込みください。

【お申込み・お問合せ】

〒399-8696 池田町大字池田 3203-6

池田町役場 企画政策課 町づくり推進係

Tel : 0261-62-3129 Fax : 0261-62-9404

E-mail : machi@town.ikeda.nagano.jp